

**9月は「職場の健康診断実施強化月間」です  
～健康診断と事後措置の徹底を～**

健康診断と健康診断実施後の措置を実施できていますか？  
次のア～カの事項についてチェックし、実施できない事項は、改善してください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	男 人 女 人 計 うち派遣労働者 人 人
担当者職氏名		担当者電話番号	( )
ア	定期健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っている 直近の健診実施時期 _____ 年 _____ 月 直近の健診実施機関名(代表する1機関) _____	<input type="checkbox"/> 1年以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 _____ 年 _____ 月 <input type="checkbox"/> 未定
イ	一定の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 6か月以内に行っている 直近の健診実施時期 _____ 年 _____ 月 直近の健診実施機関名(代表する1機関) _____	<input type="checkbox"/> 対象者がいない <input type="checkbox"/> 6か月以内に行っていない <input type="checkbox"/> 予定している 時期 _____ 年 _____ 月 <input type="checkbox"/> 未定
ウ	健康診断の結果の記録を保存していますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
エ	健康診断結果について医師等から意見聴取を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
オ	健康診断実施後の措置(作業の転換、労働時間の短縮など)を行っていますか。		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 該当事案なし
カ	健康診断の結果、保健指導を行っていますか。(努力義務)		<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない

滋賀産業保健総合支援センターでは、個別訪問支援として、保健師等が事業場を訪問し、次のキ、クの支援を行う無料相談サービスがありますが、利用してみたいと思いませんか。

キ	50人未満の事業場に対する労働者の健康管理(脳・心疾患防止、メンタルヘルス対策)に関する無料健康相談	<input type="checkbox"/> 利用してみたい <input type="checkbox"/> 説明は聞きたい <input type="checkbox"/> 利用しない
ク	がん等の慢性疾患治療者に対する「治療と仕事の両立支援」制度の整備や両立支援の進め方に関する無料相談(50人未満の事業場に限りません)	<input type="checkbox"/> 利用してみたい <input type="checkbox"/> 説明は聞きたい <input type="checkbox"/> 利用しない

※キ、クで「利用してみたい」「説明は聞きたい」にチェック頂いた場合は、滋賀産業保健総合支援センターの担当者から後日ご連絡させていただきます。

## ～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～

### 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

#### 相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

産業保健に関する情報提供

## ～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

- 派遣元事業者による一般健康診断の実施、派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底
- 派遣元事業者による一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場による特殊健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

### <お願い>

**医療保険者から求めがあった場合に、健康診断結果の提供をしなければなりません。**（この場合の提供については、個人情報保護法上の問題はありません（注））

医療保険者は、加入者が、労働安全衛生法の健康診断を受けた場合または受けることができる場合は、特定健康診査の全部または一部を行ったものとするができることとなっており、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、事業者が保存している加入者に係る労働安全衛生法による労働者の健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができます。また、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないとされています。（高齢者医療確保法第21条第1項、第27条第2項及び第3項）

（注）特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるため、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号により第三者である医療保険者への提供は制限されていません。

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。